

令和4年度 高等学校等就学支援金制度及び授業料等軽減補助金制度

国と県の学費支援制度のご案内【令和4年7月～令和5年6月分】（広島城北高等学校版）

1 制度の概要



1 高等学校等就学支援金制度（国の制度）

私立高等学校等に通う生徒に対し、家庭の収入状況に応じて授業料を軽減する制度

2 授業料等軽減補助金制度（県の制度）

広島県が就学支援金に上乗せして助成することにより、授業料等（授業料及び設備維持費）を軽減する制度 ※下表 A, B 区分のみ対象

※就学支援金及び授業料等軽減補助金は、返還の必要はありません。また、これらは学校に支給され生徒の授業料等に充当（相殺）されます。生徒に直接お渡しするものではありません。

2 支給の対象となる方

次の計算式によって計算した額（保護者全員の合算）が 30万4,200円未満の世帯は、表の区分に応じて授業料等が軽減されます。

30万4,200円以上（世帯年収目安約910万円以上）の世帯は、学費支援制度の対象外となります。

【計算式】

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額^{※1} [保護者等全員の額^{※2}を合算]

市町村民税の課税標準額×6% －市町村民税の調整控除の額 [保護者等全員の額を合算]		授業料等月次納入金			【参考】 世帯年収目安
		【支給対象項目】 授業料 40,000円・設備維持費 2,000円			
		就学支援金 支給（軽減）額	軽減補助金 支給（軽減）額	生徒負担額 ^{※3}	
支給 対象	A 0円（非課税）	△33,000円	△9,000円	0円 （全額免除）	～約270万円
	B 51,300円未満	△33,000円	△9,000円	0円 （全額免除）	約270万円 ～約350万円
	C 154,500円未満	△33,000円	（対象外）	9,000円	約350万円 ～約590万円
	D 304,200円未満	△9,900円	（対象外）	32,100円	約590万円 ～約910万円
（対象外）304,200円以上		（対象外）	（対象外）	42,000円	約910万円～

※1 市町村民税の調整控除の額…政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算

○ 保護者の「課税標準額」「調整控除額」は、マイナポータル「わたしの情報」から確認できます。

○ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、お住まいの市区町村役場（税務担当課）で令和4年度の課税証明書を取得して課税標準額等を確認できます。（詳しくは役場の担当者へお尋ねください。）

○ 住民税が未申告の方は課税標準額の確認ができないため受給資格認定や支給決定ができません。役場で令和4年度分の申告を行うとともに、課税証明書を取得して学校事務室へ提出してください。

※2 この場合の「保護者等」とは、「親権者」、親権者がいない場合は「未成年後見人」、未成年後見人もいない場合は「主たる生計維持者」（＝生徒を扶養している方）、主たる生計維持者もいない場合は「生徒本人」とします。

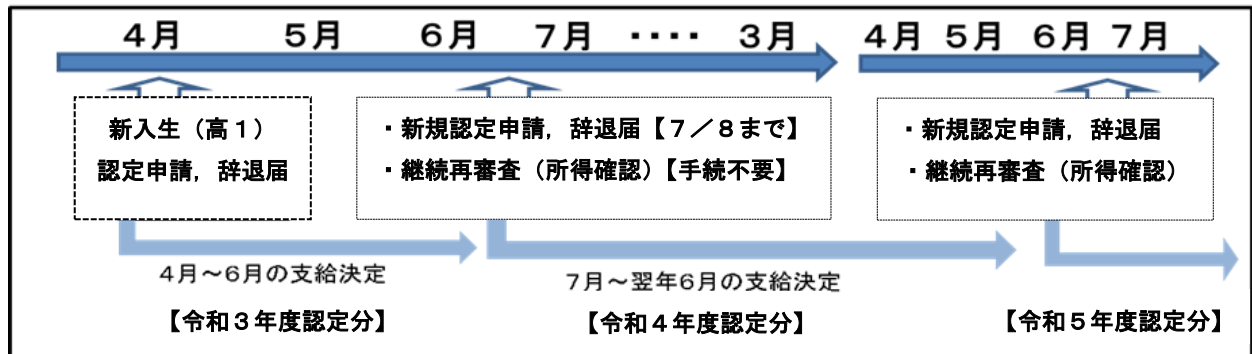
※3 対象項目以外（PTA会費・生徒会費・諸費等）は全員徴収します。

（裏面に続く）

3 申請スケジュールについて

所得の確認に用いる地方住民税は、毎年6月頃に前年中の所得に基づく税額が決定されます。

そのため、1年生については4月と7月に2回、2・3年生については7月に1回、就学支援金の支給額を判断するために収入状況の確認を行います。



4 家計急変による特別認定制度について

入学直前または年度の中で保護者等の死亡・離婚・失業・疾病・新型コロナウイルスの影響による転職等により当該世帯の収入が激減した場合(家計急変), 収入状況等が課税額に反映され, 就学支援金支給額や授業料軽減補助金支給が増額となるまでに時間を要します。

県では, 変動後に前表中の **A** または **B** 区分相当となった場合, 生徒が継続して就学することを支援するため, 特別に支給額を増額し, 授業料等を早急に軽減できる制度があります。

上記の理由等で家計急変があった場合は, 別途速やかに学校にご相談ください。

5 その他の支援制度について

広島県では, この他に経済的に困りのお家庭に対して支援制度(給付金等)を設けています。各制度の詳細は, 令和4年度の案内が届き次第, 本校ホームページ等を通じて随時ご案内します。

【参考】「授業料等軽減制度」<http://www.hiroshimajohoku.ed.jp/school/fee/noufu.php>

